

公益財団法人日本拳法会昇段級審議規程

公益財団法人日本拳法会の昇段級に関する規定を次の通り定める。

(受験資格)

第1条 受験資格は、日本拳法修行者で満14歳以上とする。

(審議の開催)

第2条 昇段級審議は、昇段級審議会で行う。

- 2 昇段級審議は年4回とし、原則として第1回は4月、第2回は6月、第3回は9月、第4回は12月に実施する。
- 3 前項以外に臨時に行う事ができる

(審査の種類)

第3条 昇段級審査は、一般審査と書類審査とする。

- 2 形審査及び遠隔地の昇段級審査は、別に定める。

(審査科目)

第4条 審査科目は次の通りとする。

- (1) 試合形式
- (2) 形
- (3) 空乱撃または想乱撃
- (4) 理論

但し、上記中、部分的に省略することができる。

- 2 推薦書

(合格基準)

第5条 各段級合格基準について次の通り定める。

- (1) 3級及び2級受験者は、所定の試験に合格しなければならない
- (2) 1勝をもって1点とする。
- (3) 1級受験者は、1点をもって合格点とする。

初段受験者は、当日勝点3点、または累計点4点をもって合格点とする。

2段受験者は、当日勝点3点、または累計点4点をもって合格点とする。

3段受験者は、当日勝点3点、または累計点7点をもって合格点とする。

4段受験者は、累計点3点と当日勝点3点、または累計点10点をもって合格点とする。

(女子については、累計点7点と当日勝点4点、または累計点15点をもって合格点とする。)

5段受験者は、累計点7点と当日勝点4点、または累計点15点をもって合格点とする。

6段受験者は、累計点15点と当日勝点4点、または累計点30点をもって合格点とする。

7段以上の受験については、別に定める。

- (4) 点数計算の細則は、別に定める
- (5) 点数は受験年度に関係なく累計し得るものとする。
- (6) 2級及び1級受験者にして2回以上の受験者及び初段受験者にして6回以上の多回数受験者並びに2段受験者にして8回以上の多回数受験者は、点数に関係なく合格の認定をなすことができる。

(書類審査)

第6条 書類審査について次の通り定める。

- (1) 毎年第4回昇段級審議会において実施する。
- (2) 書類は所属団体代表者と審議委員の推薦を経て提出するものとする。
- (3) 書類審査は、満年齢30歳以上の者について審議する。
- (4) 審査の細則については、別に定める。

(年齢制限)

第7条 各段別に次の年齢制限を置く。

初段 15歳以上	2段 16歳以上	3段 18歳以上	4段 20歳以上
5段 24歳以上	6段 30歳以上	7段 40歳以上	8段 50歳以上
9段 60歳以上			

(修業年限)

第8条 各段級別に次の年数制限を置く

3級 修業年限1ヵ月以上	2級 3級合格後1ヵ月以上
1級 2級合格後2ヵ月以上	初段 1級合格後3ヵ月以上
2段 初段合格後6ヵ月以上	3段 2段合格後1ヵ年以上
4段 3段合格後1ヵ年以上	5段 4段合格後2ヵ年以上
6段 5段合格後3ヵ年以上	7段 6段合格後10ヵ年以上
8段 7段合格後10ヵ年以上	

2 第6条による場合は、各段級別に次の年数制限を置く。

3級 修業年限1ヵ年以上	2級 修業年限1ヵ年以上
1級 修業年限1ヵ年以上	初段 1級合格後2ヵ年以上
2段 初段合格後3ヵ年以上	3段 2段合格後4ヵ年以上
4段 3段合格後5ヵ年以上	5段 4段合格後6ヵ年以上
6段 5段合格後9ヵ年以上	

(特別審議)

第9条 日本拳法発展のため特別の功労があった者、及び公式試合において抜群の成績を上げた者について特別審議会で審議することができる。

2 男子7段以上及び女子4段以上の昇段については、特別審議会で審議する。但し、女子4段については、特別審議会とは別に一般審査を実施併用する。

3 特別審議については、別に定める。

(贈与段位)

第10条 贈与段位については別に定める。

(允許料等)

第11条 允許料、昇段級審査料等は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規定の改廃は、公益財団法人日本拳法会昇段級審議会の議を経て、理事会において決する。

第13条 本規程に準ずる各段位の審査料、認定料、允許料は別紙「昇段級審査料等一覧」に記載するものとする。

附則

この規程は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

改定 令和6年4月1日